



VOL.58  
 平成28年(2016年)5月1日  
 みどり あいせい  
**水土里ネット愛西**

(愛西土地改良区)

受益面積 1,533ha 組合員数 2,466名

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地

TEL 0749-43-2261(代)

FAX 0749-43-2079

E-mail aisei@midorinet-aisei.jp

URL <http://www.midorinet-aisei.jp>



工事前



基礎施工中



パネル設置

あいせいにし

## 愛西西太陽光発電施設

愛西西太陽光発電施設は、施設管理用地として利用していた旧西揚水機場の跡地に設置いたしました。

発電状況や異常状態はインターネットから確認でき、発電施設から離れていても常に情報を得ることが出来ます。



西揚水機場(昭和45年ごろ)

発電容量は99kWで、発電により得られる売電収入は、愛西揚水機場の電気代等維持管理費に充当いたします。



完成



検査



受電

# 発刊にあたって



理事長  
西川 太平

風薫る新緑の季節となりました。皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃は愛西土地改良区の事業・運営に、深いご理解とご支援を賜わり、誠にありがとうございます。心より厚くお礼申し上げます。

さて、基幹施設であります愛西揚水機は、水管理施設設備等（コンピューター施設、電気設備）の更新事業を進めているところですが、水管理システムの更新が完了しましたので、この4月から新しい水管理システムで送水させて頂くことになります。従来と変わるところはありませんので、引き続きご協力をお願いします。末端施設となる地域の用排水路施設等においても、組合員の皆さん方に適宜の更新と適切な維持管理に努めていただいております。このことが安全点検、事故防止、減災対策にもつながるものと考えております。

平成27年度は、天候の影響もあって、24時間送水を実施することがありませんでした。今年度も、24時間送水は状況を見て判断する計画となっています。送水計画は天候に大きく左右されることから、携帯端末を利用した「メール配信」をしております。時代の趨勢と申しますか、天候の変化による送水計画の変更をリアルタイムでご確認頂きたく、携帯電話の受信設定にご協力をお願い申し

上げます。

去る3月23日に「第59回通常総代会」を開催させて頂きましたが、平成27年度事業にかかる補正予算の関係と平成28年度にかかる事業計画と予算の関係が主な内容でございました。平成28年度事業計画・予算は、前年度と大きな変化はありませんでした。

近年の全国的な人口減少は、地域を支える人材の減少にもつながり極めて深刻な状況を迎えております。組合員の世代交代が進む中、更なる担い手農家の育成へとシフトしていかなければなりません。規模拡大や経営の多角化を目指す「意欲的な担い手農家」に対し、農地の集積を進めて規模拡大が容易になるよう、引き続き農業基盤整備促進事業（暗渠排水、区画拡大等）に取り組んでまいります。

結びになりますが、先人が残して下さったこの素晴らしい田園風景は、私たちの時代はもとより、子どもや孫へと引継ぐ財産です。このような財産を守ることは、今を生かされている我々の重要な使命であります。新しい年度を迎え、役員一同が気持ちを引き締め一丸となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参りますので、なお一層のご理解・ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

## 第59回 通常総代会開催

平成28年3月23日（水）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第59回通常総代会が開催され、滋賀県議員 西村久子様、湖東農業農村振興事務所次長 鋒山伝夫様、彦根市産業部長 西川利樹様のご臨席をいただき、議長に藤井源太郎氏（第3選挙区・上稲葉町）が選任され議案の審議に入りました。

- ・平成27年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算の議決について（平成27年度監査報告）
- ・平成28年度事業計画、一般会計・特別会計歳入歳出予算、一時借入金の借入、賦課金の徴収の時期及び方法、地区除外決済金賦課及び徴収方法等の議決について

以上23議案全て原案通り議決されました。



総代会の様子



議長  
藤井 源太郎 氏  
（上稲葉町）

## 平成28年度 一般会計収支予算

単位：千円

| 歳入    |         | 歳出      |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 科目（款） | 本年度予算額  | 科目（款）   | 本年度予算額  |
| 組合費   | 117,233 | 事務費     | 38,028  |
| 使用料   | 2,910   | 事務所費    | 1,064   |
| 補助金   | 225,652 | 基幹施設費   | 8,767   |
| 補償金   | 3,000   | 揚水管理費   | 85,740  |
| 受託費   | 304     | 事業費     | 190,104 |
| 雑収入   | 3,170   | 負担金     | 36,514  |
| 繰入金   | 57,065  | 繰出金     | 17,537  |
| 繰越金   | 10,000  | 償還金及び利子 | 30,350  |
|       |         | 交付金     | 80      |
|       |         | 補償費     | 1,150   |
|       |         | 予備費     | 10,000  |
| 歳入合計  | 419,334 | 歳出合計    | 419,334 |

## 平成28年度 特別会計収支予算

単位：千円

|                   | 歳入      | 歳出     |
|-------------------|---------|--------|
| 農地転用決済金特別会計       | 220,405 | 4,500  |
| 職員退職給与金積立金特別会計    | 55,300  | 25,000 |
| 財産処分特別会計          | 23,335  | 1,000  |
| 財政調整積立金特別会計       | 197,870 | 9,236  |
| 愛西揚水維持管理費積立金特別会計  | 298,088 | 4,000  |
| 曾根沼揚水維持管理費積立金特別会計 | 35,401  | 2,163  |
| 愛西揚水更新事業費積立金特別会計  | 92,072  | 35,500 |
| 発電事業特別会計          | 5,712   | 5,712  |

## 監査結果報告

平成28年2月9日に、平成27年度運営及び下期監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。



尚、意見として以下4点を申し述べます。

- ・農地中間管理事業とのかかわり、整合性について関係機関との調整を図り齟齬のないよう努めること。
- ・今期送水において、延長送水はあったものの適時的確な運転に努められたところであり、全体送水量、電力量ともに昨年を下回ることとなった。今後も引き続き運転の効率化を図り、経費の節減に努められたい。
- ・最近の厳しい農業情勢の中での多様な組合員の理解を得るため、土地改良事業の必要性等啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、各種方策を通しての回収努力は認めつつ、今後も引き続き複数体制等での努力を願う。

以上、監査報告といたします。

平成28年3月23日 総括監事 川村徳和

### 平成28年度 賦課金の徴収月別表

| 月別     | 区分 | 徴収金の名称                       | 賦課コード  | 賦課対象 | 徴収金額 (1,000㎡当り)                   |
|--------|----|------------------------------|--|------|-----------------------------------|
| 第1期    | 7月 | 経常費賦課金                       | 110  | 耕作者  | (基本単価 3,000円)<br>暫定減額措置により 2,000円 |
|        |    | 基幹農道・排水管理費賦課金                | 220  | 所有者  | 500円                              |
|        |    | 愛西揚水更新事業費賦課金                 | 230  | 所有者  | 1,000円                            |
| 第2期    | 9月 | 愛西揚水維持管理費賦課金                 | 131  | 耕作者  | 3,800円                            |
|        |    | 曾根沼揚水維持管理費賦課金                | 140  | 耕作者  | 4,000円                            |
|        |    | 曾根沼排水維持管理費賦課金                | 143  | 耕作者  | 400円                              |
|        |    | 地区別事業償還賦課金                   | 別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください                        |      |                                   |
| 随時     | —  | 曾根沼揚排水更新事業費賦課金               | 240  | 所有者  | 1,000円                            |
| 10月・3月 | —  | 新海揚水維持管理費賦課金<br>肥田揚水維持管理費賦課金 | 平成28年度の必要経費上半期分を10月に一括賦課、<br>下半期分を3月に一括賦課いたします |      |                                   |

\*詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

### 賦課金の納期内完納にご協力ください!!

- ※口座振替納付をご指定の方は納期前に口座の残高をご確認ください。
- ※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。
- ※賦課金多額により分割納入をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。(ただし、地区別事業償還賦課金は除く)



地区別事業償還賦課金の全額早期返済(繰上償還)金額については別途配布する賦課金の『お願いとお知らせ』を参照してください。なお、早期返済を希望される方は、土地改良区までお問い合わせください。

### 平成28年度 事業計画書

| 事業名                        | 事業内容  |
|----------------------------|---|
| 県営経営体育成基盤整備事業(面的集積型) 新海地区  | 農道整備工<br>補完工  |
| 県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 愛西地区 | 愛西揚水機場<br>水管理制御施設整備工<br>電気設備整備工<br>分水工施設整備工<br>水管橋整備工   |
| 農業基盤整備促進事業 愛西3地区           | 区画拡大工 A= 38.1 ha<br>暗渠排水工 A= 59.0 ha                    |
| 農業基盤整備促進事業 愛西4地区           | 農作業道工 L= 140.0 m<br>区画拡大工 A= 9.0 ha<br>暗渠排水工 A= 20.0 ha |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区      | 推進活動費<br>強化支援費  |
| 平成28年度生 維持管理適正化事業 愛西東地区    | 肥田新川排水路整備工  |
| 愛西揚水管理道路整備事業〔県営水利施設整備事業関連〕 | 2-7分水工管理道路整備<br>用地買収費<br>境界確定業務費                        |
| 21世紀土地改良区創造運動事業            | 推進活動費   |
| 施設損傷復旧事業 愛西地区              | 土地改良施設復旧工   |
| 小規模土地改良事業(施設整備補修)          | 土地改良施設補修工   |
| 三二維持管理適正化事業(緊急整備補修)        | 土地改良施設補修工   |
| 市単独土地改良事業(施設整備補修)          | 土地改良施設補修工   |

# 取水時間の分散にご協力ください！

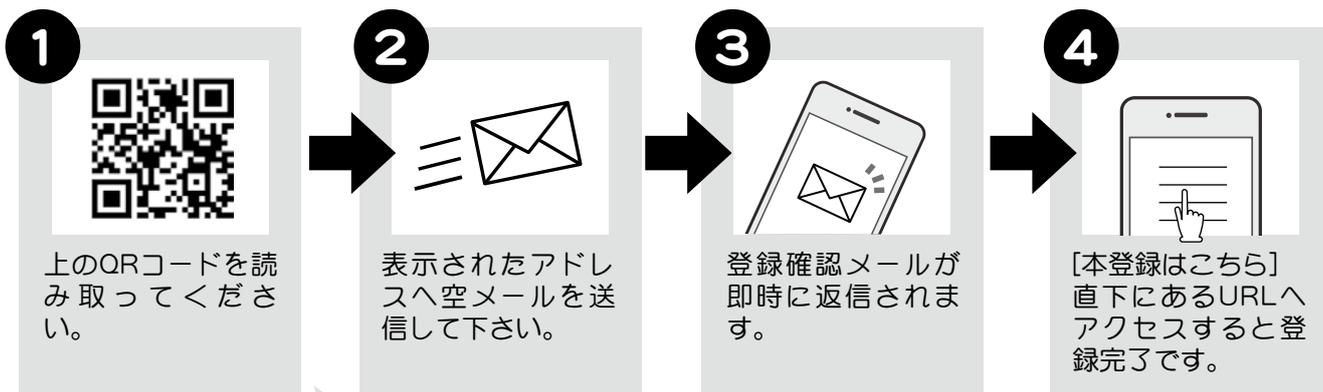
平成28年度の送水期間は、天候および用水需要状況に応じて延長または24時間送水を実施致します。取水が集中する時間帯は用水不足となる恐れがありますので、同送水地域（同分水工流域）での一斉取水を控えていただきますようお願いいたします。昨年も節水にご協力いただいておりますが、無効放流をなくし、より一層の水管理強化への取り組みをお願いいたします。

## 送水情報メールへの登録について

計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ずご登録をお願いいたします。

### 登録方法

\*既に登録利用いただいた方は再登録不要です。



※QRコードが読み取れない場合は... [aisei-yousui@39mail.com](mailto:aisei-yousui@39mail.com)へ空メールを送信して下さい。

### 登録確認メールが受信されなかった方は…

「迷惑メール防止」のために「受信制限」をしている場合がありますので、受信制限を解除するか「39mail.com」を受信許可してください。

### 登録および受信の設定方法が分からない方は…

受信登録いたしますので、愛西土地改良区へお越しください。

## 第12回

# 愛西土地改良区運営委員会

平成22年度に設置された運営委員会は、農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されています。

### ○主な協議テーマ

“農業用施設周辺の都市化に伴う維持管理について”



第12回運営委員会（平成28年1月23日）

農業用施設として造成された農道や排水路等の周辺が、都市化に伴い管理が不明確となり粗放化している個所が出てきています。また、農道が生活用道路、排水路が地域の雨水排水を受け入れている側面もあり、このような状況においてどのように維持管理していくことが適切であるか、委員の皆さまに意見を伺いました。各町での維持管理（清掃）の仕方や施設の受益区分についてなどさまざまな意見があり、改良区はもちろんのこと、委員の皆様においても参考になるお話ばかりでした。

第12回をもちまして委員の皆さまは任期を終えられました。2年間ありがとうございました。

## 愛西土地改良区ホームページ

各種申請様式がダウンロードできますのでご利用ください。  
「愛西土地改良区」または「水土里ネット愛西」で検索もしくは下記URLからご覧ください。

URL <http://www.midorinet-aisei.jp/>

**facebook**

フェイスブックページにてイベント等の写真を多数掲載しています。  
フェイスブックにログイン後、「愛西土地改良区」とフェイスブック内で検索し、ご覧ください。

## 事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。  
(ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)  
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

### ★組合員に変更があったとき(自己申告!!)

※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更
- 耕作者の移動による変更

### ★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

### ★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

### ★田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくことになります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。  
変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

## 愛西土地改良区では 見学・視察の受け入れをしています。

愛西揚水機場、そのほか施設の見学や、団体での視察を受け入れています。また、土地改良事業にかかる町内の説明会へも出向いておりますので、まずは事務局までお電話いただきますようお願い致します。

※日程等の都合によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。



平成27年度の視察・研修の様子



【愛西揚水機場 操作室】平成28年度から新しい送水システムになりました。

|     |      |      |  |   |     |
|-----|------|------|--|---|-----|
| 理事長 | 副理事長 | 事務局長 |  | 係 | 合 議 |
|     |      |      |  |   |     |

|          |   |
|----------|---|
| 愛西 土地改良区 |   |
| 受付第      | 号 |
| 平成 年 月 日 |   |

(様式第7号)

## 組 合 員 変 更 届 出 書

( 組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書 )

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_愛 西\_\_\_\_土地改良区理事長 様

現組合員 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

〒

新組合員 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな ( \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 性別 男 ・ 女

TEL \_\_\_\_\_

新所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

新耕作者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

### 記

#### 1 変更の対象となる土地

彦根市

| 町 名 | 字 名 | 地 番 | 地目 | 用途 | 登記簿面積 m <sup>2</sup> | 備 考 |
|-----|-----|-----|----|----|----------------------|-----|
|     |     |     |    |    |                      |     |
|     |     |     |    |    |                      |     |
|     |     |     |    |    |                      |     |

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

#### 2 変更の原因及びその時期

※(1)には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続 ・ 経営移譲 ・ 売買 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

#### 3 変更後の賦課金交替時期

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

#### 4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※㊤は、認印で結構です。

切り取り線

